

<p>(関連分野)</p> <p>介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称)</p> <p>障害者地域就労促進事業</p>
<p>(関係省庁名)</p> <p>厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業所や就労支援事業所において、離職者、雇止めされた派遣労働者等のうち各方面で技術等を身につけた者を雇用し、障害者への技術指導や、商品の品質向上を行った場合に、助成を行う。 ・小規模作業所や就労支援事業所において、その商品販売促進を目的とした「促進員」を雇用し、製品の販売促進、市場開拓などの活動を展開した場合に、助成を行う。 <p>(関係者との役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県： <ul style="list-style-type: none"> ① 実施主体（委託先の募集・選定） ② 雇用する事業者に対する都道府県基金からの助成、法定事業所移行に当たっての助言その他全般的な助言、連携体制への構築など。 ・市町村： <ul style="list-style-type: none"> ① 実施主体（委託先の募集・選定） ② 必要な相談・助言、地域住民への啓発など ・国：事業運営全般に関する相談・助言、障害施設団体等への協力要請など <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業所による共同実施も可。 ・法定事業への移行を目指す小規模作業所を優先的にすることも可。
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> ① 地域共生の実現： これまで、障害者に関わりのなかった者が新たに関わることで障害の理解、ひいては地域共生に寄与する ② 技術を持った離職者等が能力を発揮する場を提供することができる ③ 障害者の自立支援の促進： 技術を身につけた者のノウハウにより、小規模作業所や就労支援施設等における工賃の向上を図ることで障害者の自立に寄与する
<p>(先行事例)</p> <p>特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 係長 大城正志
障害福祉課 係長 伊藤幸司

電話番号：03-3595-2097（直通） / ファックス：03-3503-1237

03-3595-2528（直通） / ファックス：03-3591-8914